

サイバー犯罪捜査における基本的留意事項等について

平成31年3月25日 警察庁丁情対発第215号、丁生企発第175号、丁刑企発第51号、
丁組企発第80号、丁交企発第62号、丁備企発第97号、丁外事発第97号、丁情解発第44号
各管区警察局広域調整担当部長、各管区警察局情報通信部長、各警察情報通信部長、
各府県(方面)情報通信部長、警視庁交通部長、警視庁警備部長、警視庁公安部長、警視
庁刑事部長、警視庁生活安全部長、警視庁組織犯罪対策部長、各道府県警察本部長
(参考送付先)
庁内各局部課長、警察大学校各教養部長、警察大学校サイバーセキュリティ対策研究
・研修センター所長

(概要)

近時のサイバー犯罪の態様等への適切な対応を図るため、サイバー犯罪捜査に当たっ
ての基本的な留意事項等について指示したものである。